

「山梨県迷惑行為防止条例」の概要

令和2年
7月1日
施行

改正の目的・背景

近年、スマートフォンの普及、撮影機器の小型化、高性能化などを背景に、規制の対象となっていない学校、事務所等での盗撮行為が発生しています。

また、つきまとい、行動の監視、粗野又は乱暴な言動等を行う事案の中には、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情の認定が困難で、ストーカー規制法が適用できないなど、特定の者に対して、正当な理由なく、妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で行われる嫌がらせ行為も発生しています。

これらの状況を踏まえ、盗撮行為の規制場所を拡大する必要及び県民生活に大きな不安を与えている「嫌がらせ行為」の禁止に関する規定を新設する必要のほか、被害者の法益侵害の程度の深刻さ、ストーカー規制法の罰則との均衡に鑑み、盗撮行為の罰則を引き上げる必要が認められることから、条例の一部を改正することとしたものです。

- 主な改正内容
- 盗撮行為等に係る規制の強化
 - 嫌がらせ行為の禁止の新設
 - 盗撮行為に係る罰則の強化

また、新たに嫌がらせ行為の禁止を設けることに伴い、条例で規制する行為が必ずしも公衆を対象としたものに限らず特定個人も対象となり得ることになり、また、暴力的性質を帯びた行為以外の幅広い概念での行為が規制対象となることから、条例名についても、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」から「山梨県迷惑行為防止条例」へ令和2年7月1日から改めることとしたものです。

盗撮行為等に係る規制の強化（第4条関係）

◆ 規制対象場所の拡大

(1) これまで盗撮行為等を規制していた「公共の場所又は公共の乗物」に加え、不特定又は多数の人が利用し、又は出入りする場所や乗物が新たな規制対象場所となります。

【例】 学校、会社の事務室 カラオケボックスの個室 タクシー



(2) これまで、「公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所」における盗撮行為等を規制していましたが、「公衆が利用することができる」との限定がなくなりました。さらに、「住居」についても新たな規制場所となります。

【例】 住居 会社等のシャワー室 学校・会社事務室等の更衣室 学校、会社のトイレ ホテルの客室



◆ 前段行為の規制追加

盗撮目的で撮影機器を向ける行為及び設置する行為も新たに規制します。

「嫌がらせ行為の禁止」の新設（第12条関係）

正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、反復して行う次の行為（嫌がらせ行為）が、新たに規制の対象となります。

① つきまとい行為等（第1号）

つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。



② 行動監視の告知等（第2号）

その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。



③ 義務のない要求（第3号）

面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。



④ 粗野又は乱暴な言動（第4号）

著しく粗野又は乱暴な言動をすること。



⑤ 無言電話・連続電話等（第5号）

連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。



⑥ 汚物等の送付等（第6号）

汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。



⑦ 名誉を害する事項の告知等（第7号）

その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。



⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等（第8号）

その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。



【例】

- ・ アルバイトの面接を受けたものの、不採用にされたことを恨み、店の周辺を車で徘徊したり、経営者の後を付けるなどの行為をした（第1号）
- ・ 駐車している車のワイパーに「ふざけるな。いつも見ているぞ。」などと書いた紙切れを挟んだ。（第2号）
- ・ 競売をかけられた自分の家の落札者に対し、浴室用のテレビやシャンデリアなどを返せと繰り返し要求した。（第3号）
- ・ 財産分与のことで揉めている元妻に対し、「勝手なことばかり言っていると燃やすぞ」など暴言を吐いた。（第4号）
- ・ 洋服を購入した店にクレームを付け、その後、無言電話を繰り返した。（第5号）
- ・ 動物の死体を相手方の玄関に何度も捨てた。（第6号）
- ・ タクシー会社の元同僚について、「信号無視や乗車拒否をしている」との偽情報を繰り返し流した。（第7号）
- ・ 相手の名義を無断で使用して性玩具を注文し、宅配便で女性宅に届くようにした。（第8号）

罰則の強化

◆ 盗撮行為の罰則強化

通常 「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」 → 「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

常習 「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」 → 「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

◆ 「嫌がらせ行為」の違反についても、上記の罰則を適用



山梨県警察